

福祉生活病院常任委員会資料

(平成23年9月16日)

【 件 名 】

- 1 台風12号による被害に係る災害救助法の適用について
(福祉保健課) …… 1
- 2 障害福祉サービス及び介護サービスの指導監査に係る今後の対応について
(障がい福祉課、長寿社会課) …… 2
- 3 第5期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会
(第2回)の開催結果について
(長寿社会課) …… 3
- 4 「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム第1回会議の開催結果について
(長寿社会課) …… 4
- 5 児童養護施設職員による虐待事案の発生について
(青少年・家庭課) …… 5
- 6 理学療法士等の需要状況調査結果の概要について
(医療政策課) …… 6

福祉保健部

台風12号による被害に係る災害救助法の適用について

平成23年9月16日

福祉保健課

このたびの台風12号において、多数の者が避難して継続的に救助を必要とするおそれがあったことから、湯梨浜町及び南部町に災害救助法の適用を行いました。

- 1 適用市町村 湯梨浜町、南部町
- 2 適用年月日 平成23年9月3日
- 3 内容 市町村が開設した避難所の運営に要する費用を県が負担します。なお、救助に要する費用の総額が100万円以上となった場合は、県と国が負担します。
- 4 避難勧告の状況

【避難勧告の状況】

市町村名	地区名	避難勧告世帯数	避難勧告者数 (避難者数)	避難先(施設名)	避難開始時刻
湯梨浜町	松崎	457世帯	1,219人	中央公民館、旧桜小学校、 東湖園	9月3日 午前1時47分
	上浅津	273世帯	859人	ハワイアロハホール	9月3日 午前4時35分
	合計	730世帯	2,078人 (119人)		
南部町	全域	3,858世帯	11,695人 (524人)	町内主要避難所	9月3日 午前6時55分

※カッコ書きの人数は実際の避難者数

5 その他

鳥取県内での災害救助法の適用は平成12年鳥取県西部地震以来です。

障害福祉サービス及び介護サービスの指導監査に係る今後の対応について

平成23年9月16日

障がい福祉課

長寿社会課

この度の県内初の障害者自立支援法及び介護保険法にかかる事業者の指定取消処分を受け、今後、県内の事業者が適正に事業を実施するとともに、同様の不適正案件が発生した場合に県としても的確に対応していくため、障害福祉サービス及び介護サービスの指導監査方法を以下のとおり見直しすることとする。

記

1 監査をより効率的かつ効果的に行うための方策

(1) 監査手法の見直し

監査実施通知を、不正記録の改ざん・廃棄を防ぐため、原則立ち入り当日に事業者到手渡し通知するとともに、指摘を受けた事業者にはフォローアップを実施。

(2) 市町村との連携の強化

- 保険者である市町村と、平時より事業所等の情報共有を図るとともに、監査実施時は、必要に応じて関係市町村とともに立ち入り。
- 市町村職員を対象とした指導監査に係る研修会を実施。

(3) 障がい担当と介護担当による合同監査の実施

障害福祉サービス事業及び介護保険の指定を受けている事業者については、合同監査を実施。

2 事業者の遵法意識を向上させるための方策

(1) 介護サービス事業者への実地指導の拡充

- すべての法人について、少なくとも3年に1回は実地指導を実施。
 - ※ これまでは、営利法人は5年に1回の書面検査、営利法人以外は6年に1回の実地指導を実施
 - ※ 障害福祉サービス事業者への実地指導は、これまでも3年に1回実施

(2) 集団指導における指導強化

法令遵守について改めて指導。不適正事案に対しては、報酬の返還や指定取消等の厳しい対応を行う旨を周知。

※ 集団指導とは、サービス事業者等を一定の場所に集めて講習等の方法により指導を行うもの。

(3) 指定申請時等における指導の強化

新規参入事業者等に対し、適正運営のために注意事項、重要事項を指導。

3 不適正事案を発見するための方策

(1) 通報窓口の周知

利用者、元従業者等からの通報が不正の情報源となるケースが全国的に多いことから、改めて通報窓口ホームページ・県政だより等にて周知

(2) 従業員等に対する個別聴取

事業運営が適正に行われていないと疑義がある事業者に対しては、従業員等に対しても個別に聞き取り調査を実施

平成23年度第5期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定
・推進委員会（第2回）の開催結果について

平成23年9月16日

長 寿 社 会 課

第5期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画の策定・推進に当たり、関係者の幅広い参画を得てその内容を検討するための委員会について、下記のとおり、第2回目の会議を開催しました。

記

1 日 時 平成23年9月14日（水） 午後3時30分から5時30分まで

2 議題と主な意見の概要（第5期計画期間中に取組むべき具体の施策検討について）

（1）高齢者の暮らしを支える介護基盤の整備

- ・ 施設整備よりも在宅の要介護者をいかに支えるかという点を強調すべき。
- ・ 圏域のバランスに配慮し、市町村と密接に連絡調整を行いながら整備計画の検討作業を進めて行く。

（2）介護人材の確保・育成、介護サービスの質の向上

- ・ ケアマネ協会と連携した実地指導を導入してはどうか。
- ・ 補正予算で行われている人材確保策の継続を要望したい。
- ・ 介護職員だけでなく看護師の人材確保。

（3）認知症の人と家族への対応の強化

- ・ 認知症ケアの向上、家族介護の必要性。
- ・ 成年後見支援センターの設置が必要であり、県の支援を要望したい。
- ・ 介護現場における人権意識の向上に取り組んで欲しい。

3 参考：第5期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画について

介護保険法及び老人福祉法の定めにより策定することとされているもの。介護保険事業支援計画とは、市町村が定める計画を基礎に、県が3年を1期として介護給付の円滑な実施の支援に関する内容を定めるもので、今回の第5期は、平成24年度から26年度までの3年間の計画となる。老人福祉計画は県の高齢者施策全体について取り組むべき施策全般を、介護保険事業支援計画と一体のものとして策定することとされている。

「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム第1回会議の開催結果について

平成23年9月16日
長寿社会課

『住民誰もが住み慣れた地域で、地域のつながりやふれあいの中、安全・安心に生活が続けられるまちづくり』のため、「見守り」の体制や「災害時等に速やかに避難」ができる体制等の整備に向けた検討及び取組実践を行うため、このたび、「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチームを設置し、第1回会議を下記のとおり開催しました。

なお、この会議は、県民とともに未来づくりを行うアジェンダ（検討課題）の推進にあたり、現場の声を反映し県民・民間等との連携・協働を進めるため、「未来づくり推進本部」の取組の一環として開催しているものです。

記

1 日時 平成23年9月14日（水） 午後1時40分から3時20分まで

2 場所 県庁第二庁舎4階 第33会議室

3 メンバー チーム長 … 藤井副知事
副チーム長 … 林福祉保健部長
<委員>

氏名	所属・役職
井手添 陽子	鳥取短期大学幼児教育保育学科 准教授
竹川 俊夫	鳥取大学地域学部地域政策学科 准教授
岸本 照之	鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部長
津田 英樹	智頭町社会福祉協議会 事務局長
廣田 富子	鳥取県民生児童委員協議会 理事
遠藤 賢二	南さいはく地域振興協議会 会長（南部町）
藤森 史子	江府町福祉保健課 課長補佐兼地域包括支援センター長

<県関係課> 消防防災課、中山間振興・定住促進課、交通政策課、障がい福祉課、
くらしの安心推進課、子育て応援課、各総合事務所福祉保健局、長寿社会課

4 議題と主な意見の概要

(1) 地域の現状

- 特に中山間地域においては、比較的見守り等が図られているが、支え手の減少、更なる高齢化の進行等もあり、今後もそれが維持できるのか不安。
- ・ 都市部におけるマンション等の住民の情報を把握しにくい。
- ・ 支援が必要な障がい者、子どもの状況、家族介護の実態を含め、各種データを踏まえて、中山間地域と都市部の地域性も考慮して、対応を検討する必要がある。

(2) 「支え愛」のまちづくりのコンセプト検討

- 災害時に速やかに要援護者の安否確認、避難誘導できる体制を構築することが必要。個人情報課題もあるが、平時からある程度の情報共有をしておくことが必要。
- ・ 民生委員、愛の輪協力員、福祉推進員、地区公民館長など、様々な地域福祉に携わる人材の横の連携、ネットワークが必要。また、どの程度機能しているのか検証も必要。
- ・ 県内外の支え愛の好事例も紹介するなど、具体的な取組につながるように、今後検討して欲しい。
- ・ 地域（中山間地域・中心市街地・マンション等）ごとに、特徴があるので、それぞれに応じた対策を講じる必要がある。

5 今後の予定

今年度中にあと2回程度の会議を開催し、課題を整理した上、「支え愛」のまちづくりのコンセプトや今後の施策の方向性について検討して、平成24年度当初予算における具体的な事業提案に繋げて行く予定。

児童養護施設職員による虐待事案の発生について

平成23年9月16日
青少年・家庭課

児童養護施設において、児童福祉法に規定する施設内虐待にあたる事例が発生し、同法に基づき改善勧告を行いましたので報告します。

1 発生日 平成23年7月16日（土）ほか

2 場 所

社会福祉法人青谷福祉会

児童養護施設「青谷こども学園」（鳥取市青谷町善田31-1、施設長：芳尾^{よしおのりこ}範子）

*児童養護施設とは、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、家庭での生活が困難であるなど、環境上養護を要する児童を入所させて養育する施設。（県内5施設）

3 通告ルート

8月26日（金）17時45分頃、中央児童相談所職員と青谷こども学園職員との入所児童に係るケース検討会において、加害職員本人から「児童に体罰を行った」旨の発言があり、出席していた中央児童相談所職員が児童相談所長へ通告。

4 加害職員 男性（52歳） 児童指導員（臨時職員 平成22年8月採用）

5 虐待の概要（中央児童相談所による加害職員からの聞取）

児童3人に対し、入浴時間になってもふざけあっていた等の理由で、回し蹴り、げんこつ等をおこなった。

*被害児童からも、加害職員から虐待を受けたとの証言があり、両者の証言が一致。

なお、加害職員と同じホームの他の職員がこの虐待行為を承知していながら施設長等へ報告をしていなかったことも調査により判明。

6 通告日以降の対応

(1) 8月29日（月）～31日（水）

中央児童相談所聞き取り調査（全児童及び全職員）

・青谷こども学園においても事実関係等を調査確認し、報告書を提出するよう文書依頼（提出期限：9月1日）

(2) 9月1日（木）

・青谷こども学園から、加害職員による被害児童3名への虐待行為があったことを認める報告書が提出。

・児童相談所長会議を開催し、調査結果及び青谷こども学園からの報告を踏まえ、今回の事案を被措置児童等虐待（施設内虐待）と認定。

(3) 9月2日（金）

社会福祉法人青谷福祉会理事長あて「改善勧告」文書を発出。

(4) 9月8日（木）

児童福祉入所施設長会議を開催

・今回の虐待事案の状況報告と各施設においての施設内虐待防止体制の再点検、各職場の危機管理に対する意識強化等について依頼。

(5) 9月9日（金）

青谷こども学園に対し、入所児童の処遇に係る特別指導監査を実施。

(6) 9月15日（木）

児童福祉法第33条の15第2項の規定に基づき、鳥取県社会福祉審議会（児童福祉分科会）（委員数11名）に報告、意見聴取。

7 今後の対応

(1) 入所児童の心のケアを継続的に実施。

(2) 法人から提出される「改善計画」に沿って施設の改善が図れるよう児童相談所を中心に支援。

(3) 県内の入所施設職員（障がい児施設を含む）を対象に、施設内虐待防止について研修を実施。施設間の職員の相互交流により、各施設の処遇向上を図ること等を検討。

理学療法士等の需要状況調査結果の概要について

平成23年9月16日

医療政策課

理学療法士等養成施設に在学する生徒を対象とした修学資金貸付けを行うことにより、将来の本県の医療を担う医療従事者の確保を図っています。各医療機関等施設における理学療法士等の在職状況や需要を把握するため、アンケート調査を実施しましたので、その調査結果の概要を報告します。

1 調査の概要

- (1) 調査日 平成23年7月1日
- (2) 調査内容 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の配置数、不足数、今後の採用予定人数、施設における理学療法士等数の満足度
- (3) 調査施設 329施設
(病院:45、診療所:160、高齢者施設:117(介護老人福祉施設:36、介護老人保健施設:43、訪問看護ステーション:38)、障がい者施設:7)
- (4) 回答施設数 198施設(回答率:60.2% なお、病院及び介護老人保健施設は100%)
(病院:45、診療所:70、高齢者施設:79(介護老人福祉施設:22、介護老人保健施設:43、訪問看護ステーション:14)、障がい者施設:4)

2 結果の概要

(1) 理学療法士等配置数

(単位:人)

区分	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	合計
病院	377	263	97	737
診療所	8	4	0	12
高齢者施設	118	101	21	240
障がい者施設	6	2	2	10
合計	509	370	120	999
東部	132	109	21	262
中部	120	66	19	205
西部	257	195	80	532
(参考)H18調査時点	302	192	73	567

(2) 現在の不足数

(単位:人)

区分	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	合計
病院	29	27	22	78
診療所	0	1	1	2
高齢者施設	19	16	11	46
障がい者施設	0	0	0	0
合計	48	44	34	126
東部	11	11	10	32
中部	18	17	10	45
西部	19	16	14	49
(参考)H18調査時点	97	53	37	187

(3) 現在の充足率

(単位：%)

	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	合計
病院	93	91	82	90
診療所	100	80	0	86
高齢者施設	86	86	66	84
障がい者施設	100	100	100	100
合計	91	89	78	89
東部	92	91	68	89
中部	87	80	66	82
西部	93	92	85	92

$$\text{充足率} = \frac{\text{現在の配置数}}{\text{現在の配置数} + \text{現在の不足数}}$$

(4) 各施設ごとの不足感

(単位：施設数)

区分		理学療法士	作業療法士	言語聴覚士
病院	大変不足している	2 (5.4%)	3 (7.7%)	6 (9.9%)
	やや不足している	19 (51.4%)	19 (48.7%)	13 (37.2%)
	満足している	16 (43.2%)	17 (43.6%)	16 (45.7%)
診療所	大変不足している	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (50.0%)
	やや不足している	1 (20.0%)	1 (50.0%)	1 (50.0%)
	満足している	4 (80.0%)	1 (50.0%)	0 (0.0%)
高齢者施設	大変不足している	4 (7.7%)	3 (5.7%)	8 (20.5%)
	やや不足している	20 (38.5%)	17 (32.1%)	14 (35.9%)
	満足している	28 (53.8%)	33 (62.2%)	17 (43.6%)
障がい者施設	大変不足している	1 (25.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)
	やや不足している	1 (25.0%)	1 (33.3%)	1 (50.0%)
	満足している	2 (50.0%)	1 (33.3%)	1 (50.0%)
合計	大変不足している	7 (7.2%)	7 (7.2%)	15 (19.2%)
	やや不足している	41 (41.8%)	38 (39.2%)	29 (37.2%)
	満足している	50 (51.0%)	52 (53.6%)	34 (43.6%)

(5) 今後の採用予定 (希望) 数

(単位：人)

	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	合計(※2)
平成23年度(※1)	50	34	19	103 (退30, 増73)
平成24年度	49	51	30	130 (退22, 増108)
平成25年度	17	11	7	35 (退7, 増28)
平成26年度	10	6	2	18 (退10, 増8)
平成27年度	5	5	2	12 (退8, 増4)
平成28～30年度	9	8	2	19 (退12, 増7)
合計(23年度を除く)	90	81	43	214 (退59, 増155)
東部	32	27	16	75 (退19, 増56)
中部	20	20	14	54 (退17, 増37)
西部	38	34	13	85 (退23, 増62)

※1 平成23年度については、平成23年7月1日現在までの採用実績

※2 合計欄の()の「退」は「退職補充」、「増」は「増員」

<参考>理学療法士等修学資金貸付金の状況

○対象者

理学療法士等養成施設に在学している者であり、卒業後鳥取県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとする強い意思がある者

○対象者ごとの新規貸付実績 (単位：人)

区 分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
理学療法士	48	42	64	45	42	46
作業療法士	37	24	30	27	27	23
言語聴覚士	7	7	1	8	10	10
合 計	92	73	95	80	79	79

○貸付年度における県内就職状況 (単位：人)

区 分	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
貸付者数	28	29	30	79	92
県内就職者数	16	20	23	54	50
内 訳					
理学療法士	7	9	13	35	24
作業療法士	2	7	8	16	21
言語聴覚士	7	4	2	3	5
県内定着率	57.1%	69.0%	76.7%	68.4%	54.3%

県内定着率＝県内就職者数／貸付者数

平成14年度～18年度の県内定着率の平均＝163人／258人＝63.2%

3 まとめ

- ・調査施設のうち、理学療法士等の就業先として主な施設は、病院及び介護老人保健施設となっている。
- ・7月1日現在の職員の配置数は、999人となっており、平成18年度調査と比べると432人増加している。単純平均すると1年間に86名の増となる。
- ・今後の採用予定数をみると、平成24年度から平成27年度の4年間で195名の採用予定であり、内訳では、退職補充より増員の割合が高くなっている。
- ・医療従事者ごとで見ると、理学療法士、作業療法士については、充足率も高く、また不足感についても、これらの職種については、満足していると回答した施設の割合が多くなっている。言語聴覚士についてみると、充足率は他の職種に比べると低くなっている。また、不足感についても、大変不足していると感じている施設の割合が高くなっている。
- ・各施設における理学療法士等の職員数は、増加しており、今後も需要が見込まれる。修学資金貸付は、平成17年度から貸付枠の拡大（30名→70名、現在80名）を行っており、近年その効果が出ているが、引き続き修学資金貸付を行い、県内定着を図る必要がある。